

文京

日付は空欄

記入例

不燃化推進特定整備事業建替え促進助成金交付申請書

年 月 日

文京区長 殿

記名押印した場合は必ず捨印を押してください。自署で訂正が生じた場合、訂正事項について署名していただく必要があります。

申請者 住 所 文京区春日一丁目16-21

氏 名 文京 太郎

電話番号 03-5803-0000

文京

※ゴム印は不可

※ 本人 (代表者) の自署又は記名押印

※ 提出する申請書は提出前に申請書の写しをとり、保管をしてください。

文京区不燃化推進特定整備事業助成金交付要綱第9条第1項の規定により、建替え促進に係る助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、申請に当たり、国、東京都、区等から老朽建築物の建替え又は危険建築物の除却に係る事業に関して補助金等の交付を受けていません (受ける予定はありません。)

記

1 老朽建築物

Table with 2 columns: Field Name, Value. Fields include: 住居表示 (文京区大塚6-0-0), 地名地番 (大塚6丁目0番0), 家屋番号 (000), 用途 (戸建), 構造及び階数 (木造・一部 () 造), 建築面積 (45.55 m²), 延床面積 (91.00 m²), 耐火性能 (防火構造・その他 ()), しゅん工時期 (昭和49年2月頃), 建築確認年月日 (昭和48年6月4日 第00号・不明), 除却工事 (着工予定年月日 令和0年0月0日), 除却工事費 (0,000,000円), 特記事項.

関係書類と現況が異なる場合、求積表に基づいた現況の面積を記入してください。

※ 老朽建築物であることの理由 (区役所記入欄のためチェックは不要です。)

- 耐用年数の3分の2を経過した木造建築物である。
□ 災害その他の理由により、機能の低下を生じている木造建築物である。

2 建替え後の建築物

Table with 2 columns: Field Name, Value. Fields include: 用途 (戸建・長屋・共同住宅・その他 ()), 構造及び階数 (構造 木造, 地上3階・地下 階建て), 建築面積 (40.00 m²), 延床面積 (110.00 m²), 耐火性能 (耐火構造・準耐火構造), 建築工事 (着工予定年月日 令和0年0月0日, しゅん工予定年月日 令和0年0月0日), 建築設計費 (円), 工事監理 (円), 合計 (円), 特記事項.

確認申請書と同じ面積を記入してください。

用途が戸建の場合は未記入で提出してください。

新築工事の着工予定年月日を記入してください。

※ 裏面の注意事項をご確認ください。

※ 注意事項

- 1 この申請書は、**必ず建築物の除却工事の着工前に提出**してください。
- 2 添付書類
 - (1) 申請者に関する書類
 - ☑ 前年度（4月から6月までに申請する場合は、前々年度）の住民税納税証明書（申請する日から3月以内に発行されたものに限る。）
 - ※ ご本人以外の方の申請は、委任状が必要になる場合があります。詳しくは、各自治体の住民税担当部署にご確認ください。
 - ☑ 土地及び除却建築物の所有者が確認できる書類（登記事項証明書（申請する日から3月以内に発行されたものに限る。）、固定資産税納税通知書の写し等）
 - ☑ 法人登記事項証明書（申請する日から3月以内に発行されたものに限る。）及び中小企業者等であることを証明する図書（業種、資本金、従業員数等が分かるものをいい、中小企業者が申請するときに限る。）
 - (2) 敷地に関する書類
 - ☑ 土地の所有者の同意書（土地所有者と建物所有者が異なるときに限る。）
 - ☑ 公図
 - (3) 除却する建築物に関する書類
 - ☑ 除却建築物の現況が分かる図面（付近見取図、配置図、各階平面図、求積図等）
 - ☑ 除却建築物の現況が分かる写真（**近景と遠景（隣接建築物を含む）写真**）
 - ☑ 除却工事に関する見積書（除却建築物及びその附属物の除却費用がそれぞれ別に記載されたものに限る。）の写し（**業者社判の押印があるもの**）
 - ☑ 除却建築物の建築年数が分かる書類（建物の登記事項証明書（申請する日から3月以内に発行されたものに限る。）、固定資産税納税通知書の写し等）
 - ☑ 建物所有者全員の同意書（建物所有者が複数いるときに限る。）
 - (4) 建替え後の建築物に関する書類（建築工事が着工前に提出することができます。）
 - ☑ 建築設計費、工事監理費及び建築工事費の内訳がそれぞれ別に記載された見積書の写し（共同住宅及び長屋の用途に供するときに限る。）（**業者社判の押印があるもの**）
 - ☑ 建替え後の建築物の図面（配置図、各階平面図、求積図、立面図等）
 - ☑ 建替え後の建築物の確認済証の写し（確認申請書の第1面から第5面までの写しを含む。）

現況のものがない場合は別途作成をしてください。

下記に記載の「※」内容をご確認ください。

除却建築物の注意事項と同様。

外壁、屋根、サッシ、バルコニー手すり等にマンセル値（色相、明度、彩度の値）を記載してください。

の書類は原本を提出してください。

※ 除却建築物の現況図面について

配置図;敷地については所有権塚ではなく、建築基準法上の敷地としてください。

各階平面図;建築物の外周及び各空間の寸法を記載してください。

求積図;敷地面積表及び各階の床面積表となります。算出値のみでなく、算出式も記載してください。

その他不明な点は事前にご相談ください。

(令和3年4月作成)